

鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、光熱費及び食材費（以下「光熱費等」という。）が高騰する中、障害福祉サービス等の報酬制度の下で運営を行っている障がい福祉施設が独自の価格転嫁ができず、運営に大きな影響が生じていることから、光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障がい福祉施設が安定した障害福祉サービス等の提供を継続できるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第18項に規定する計画相談支援、同条第20項に規定する地域移行支援、同条第21項に規定する地域定着支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援をいう。
- (2) 給付金 前条の目的を達するために、鹿屋市（以下「市」という。）によって支給される鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金をいう。
- (3) 支給対象施設 市内に所在し、令和4年10月1日現在で障害福祉サービス等を行う事業所として指定を受けている施設のうち、市が障害福祉サービス等の支給決定を行った者に対して同年4月から同年9月までの間に障害福祉サービス等の提供を行った施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。
 - ア 令和4年10月1日時点で休止している施設
 - イ 事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する施設
- (4) 対象者 支給対象施設を運営する法人等をいう。
- (5) 定員数 令和4年10月1日現在で鹿児島県又は市に届出がされている支給対象施設の定員数をいう。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 訪問系事業所（障害福祉サービス等のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行う事業所をいう。） 1万円
- (2) 通所系事業所（障害福祉サービス等のうち、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所をいう。） 15万円
- (3) 短期入所 15万円から鹿屋市障がい福祉施設食材費高騰対策支援金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第288号）による鹿屋市障がい福祉施設食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）のうち同要綱第5条に規定する短期入所を行う施設に対する支援金の額を控除して得た額。この場合において、当該支援金の額が15万円を上回るときは、給付金は支給しない。
- (4) 施設入所支援 定員数に5,000円を乗じて得た額
- (5) 共同生活援助 定員数に1万円を乗じて得た額
- (6) 相談系事業所（障害福祉サービス等のうち、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援又は障害児相談支援を行う事業所をいう。） 1万円
(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1対象者につき1回限りとする。

(支給の通知等)

第5条 市長は、対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

2 給付金を受給しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金支給要件確認書兼振込口座申出書(別記様式。以下「確認書」という。)に給付金の振込みを希望する口座（申請者名義のものに限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写しを添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、令和5年2月28日までに前項の確認書を受理した場合は、速やかに申請者に対して給付金を支給する。

(支給の方式)

第6条 給付金の支給は、前条第2項の口座に振り込む方式により行う。

(給付金の支給等に関する周知)

第7条 市長は、事業の実施に当たり、対象者の要件、支給の方法その他の事業の

概要について広報その他の方法により、障害福祉サービス等の提供を行っている法人等に周知を行う。

(振込みができなかった場合の取扱い)

第8条 市長が第5条第3項の規定により給付金を支給する手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者の責に帰すべき事由により令和5年3月15日までに振込みが完了できない場合は、当該申請者は給付金の受給を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金を支給した後に支給対象施設の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により申請者が給付金を受給した場合は、申請者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金支給要件確認書兼振込
口座申出書

申請者

郵便番号 住 所			
法人等名			
代表者名			印
電話番号		担当者名	

鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援事業実施要綱第5条第2項の規定により関係書類を添えて提出します。

1 給付金の額（内訳は別紙のとおり）

円

2 振込口座

金融機関名		支店名等	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 申請者名義の口座を御記入ください。

(別紙)

鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援給付金内訳

法人等名 _____

(単位：人、円)

No.	種別区分	事業所名	定員数	交付 単価	給付金 の 額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						